

平成29年度「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」開催費用等助成交付要綱について(概要版)

資料3

助 成 概 要

※平成28年度との変更点は赤字で記載しております。(公社)全日本トラック協会

1. 助成対象費用

地方協議会等及びパイロット事業に係る費用のうち、都道府県トラック協会が支出する費用(ただし、行政が負担するものを除く)

2. 助成額

(1) 地方協議会及びブロック連絡会(隣県同士の情報交換会を含む)の開催にあたり都道府県トラック協会が支出する費用等【**拡充**】

→ 年間100万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に助成

(2) 地方協議会の取り組みのPRにかかる費用【**別立て**】

→ 年間120万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に助成

(3) パイロット事業の実施にあたり都道府県トラック協会が支出するコンサルタント業務委託料

→ 1件当たり250万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限に助成

※(3)は、パイロット事業を都道府県トラック協会の予算で実施する場合を対象(但し、全ト協でコンサルタントと契約する場合を除く)

(4) パイロット事業を実施するにあたって特別に必要とする費用【**新設**】

①パイロット事業の集団構成員の旅費交通費のうち、都道府県トラック協会が支出する費用

→ 都道府県トラック協会が支出する実額とする。

②パイロット事業の委託料以外に特別に必要とする費用のうち、都道府県トラック協会が支出する費用

→ 助成金額は、都道府県トラック協会が支出する実額を上限とし、規定に基づき決定。

3. 助成対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4. 申請書の提出期限

(1)～(4)－①:平成30年3月16日まで

※申請書の提出は、都道府県トラック協会ごとに年1回とし、助成対象期間内の最後の地方協議会が終了した後に、一括して申請する。

(ただし、期限までに申請書を提出できない場合は、全ト協に報告し、提出期限について協議する)

(4)－②:平成30年2月1日まで

※申請書の提出は、事案が発生の都度申請する。

(ただし、期限までに申請書を提出できない場合は、全ト協に報告し、提出期限について協議する)

助成対象費用等

(1) 地方協議会等開催に係る費用(年間100万円を上限に助成)

- ① 委員の謝金(行政委員を除く)
 - ② 委員の旅費交通費(行政委員を除く)
 - ③ 会場費(音響使用料、看板代を含む)
※ただし、地ト協の会議室を使用する場合を除く
 - ④ 協議会資料の作成費、印刷費及び発送費
 - ⑤ 協議会での弁当代・お茶代等
 - ⑥ 荷主や事業者等へのヒアリングを実施した際のヒアリング対象者に対する謝金・旅費交通費
 - ⑦ 物流施設見学会を実施した際の委員移動用の貸切バス代等旅費交通費や物流施設に対する謝礼
 - ⑧ 地方協議会の一部業務(議事録作成等)をコンサルタント会社等に委託した場合の委託料
 - ⑨ 当該地域のパイロット事業の報告や説明等のために、パイロット事業を受託したコンサルタントを協議会に招集した場合の謝金・旅費交通費
 - ⑩ 協議会の事前打ち合わせにかかる費用(旅費交通費等)
 - ⑪ 当該地域のパイロット事業の実施状況等を委員が確認する際の謝金・旅費交通費(行政委員を除く)
 - ⑫ 協議会の決定に基づき設置した分科会等にかかる費用(上記①から⑦までを準用する)
 - ⑬ 隣県との意見交換会にかかる費用(会場費、旅費交通費等)【※】
 - ⑭ ブロック協会の意見交換会(以下「ブロック連絡会」という。)にかかる費用(会場費、旅費交通費等)【※】
- 【※】ただし、⑬及び⑭については、地方協議会に関する意見交換会等を単独で開催した場合のみを対象とし、ブロックの協会長会議等の会議の中で議事の一つとして実施した場合は除く。

【注】事前打合せ等を含め地方協議会及びパイロット事業に関する全ての業務に係る旅費交通費、出張手当等費用について、地方協議会事務局は本助成の対象外とする。

(2) 地方協議会の取り組みのPRに係る費用(年間120万円を上限に助成)

- ⑮ 新聞広告料
- ⑯ 荷主向けPRリーフレット等作成・印刷費
- ⑰ PR資料等発送費
- ⑱ その他、地方協議会の取り組みをPRするために要した費用

(3) パイロット事業のコンサルタント業務委託料(1件あたり250万円を上限に助成)

- ⑲ 都道府県トラック協会がパイロット事業のコンサルタント業務を調査請負業者に委託した場合の委託料(コンサルタントの人件費及び旅費交通費、調査報告書作成費とし、その他の費用は除く)

【注】全日本トラック協会が、複数の地域を担当するコンサルタント会社と一括契約する場合は本助成の対象外とする。

(4) パイロット事業を実施するにあたって特別に必要なとする費用

(都道府県トラック協会が支出する実際の額)

- ⑳ パイロット事業の集団構成員の旅費交通費(コンサルタント及び地方協議会事務局は対象外とする)

(都道府県トラック協会が支出する実額を上限とし、規定に基づき決定)

- ㉑ パイロット事業の委託料以外に特別に必要なとする費用のうち、都道府県トラック協会が支出する費用

【注】ただし、全ト協において、その特別必要経費負担費が今後パイロット事業の成果を全国展開する際に多くの運送事業者にとって有効であると判断したものに限る。

【注】上記(1)～(4)の助成対象であっても、行政が費用を負担したものは除く。

荷主企業と 運送事業者の協力による トラックドライバーの 長時間労働の改善に向けた取組事例

◎ 運送事業者の立場から

株式会社大村総業（静岡県富士市）

静岡県富士市に本社を置く保有車両数 50 台の同社は、梱包業・トラック輸送・重機・重機用部品・倉庫・資材・物流会社として幅広い輸送業務を手がけています。



奥津 正彦 社長

◎ 荷主企業の立場から

東芝機械株式会社（静岡県沼津市）

静岡県沼津市に本社を置く同社は、静岡県内に2カ所、産業機械メーカーで、射出成形機、ダイカストマシン、微細転写装置、電子制御装置、ロボット、鋳物を製造。



原 哲郎 総務部長

1 突発的な
サイズ変更がゼロ件に

2 物流を見直すことで荷主企業と
WIN-WIN の関係に

3 書類によるサイズ確認の
周知・徹底



**トラック輸送における取引環境
労働時間改善青森県協議会**

厚生労働省 青森労働局
国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局
公益社団法人 青森県トラック協会

※